

平成22年に準備された改正法案（氏に関する部分）の骨子

○ 民法（明治29年法律第89号）

第1 夫婦の氏

（現行法）

第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

（改正法案）

第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する。

2 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称すべき氏として定めなければならない。

第2 子の氏

（現行法）

第790条 嫡出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。

2 （略）

（改正法案）

第790条 嫡出である子は、父母の氏（子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏）又は第750条第2項の子が称すべき氏を称する。

2 （同上）

第3 子の氏の変更

（現行法）

第791条 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる。

2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏を称することができる。

3 子が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、前二項の行為をすることができる。

4 前三項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から1年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができる。

（改正法案）

第791条 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、

戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる。ただし、父母が氏を異にする夫婦であって子が未成年である場合には、特別の事情があるときに限る。

2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母の氏又は父若しくは母の氏と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏又はその父若しくは母の氏を称することができる。

3 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において、子が第750条第2項の子が称すべき氏と異なる氏を称しているときは、子は、第1項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、同条第2項の子が称すべき氏を称することができる。ただし、父母の婚姻後に第1項の許可を得て氏を改めた子については、この限りでない。

4 子が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、前項の行為をすることができる。

5 前各項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から1年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができる。

第4 養子の氏

(現行法)

第810条 養子は、養親の氏を称する。ただし、婚姻によって氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない。

(改正法案)

第810条 養子は、養親の氏(氏を異にする夫婦が共に養子をするときは、第750条第2項の子が称すべき氏)を称する。

2 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とするときは、養子は、前項の規定にかかわらず、養親とその配偶者についての第750条第2項の子が称すべき氏を称する。

3 養子が婚姻によって氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、前二項の規定を適用しない。

○ 戸籍法(昭和22年法律第224号)

第1 戸籍の編製

(現行法)

第6条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。ただし、日本人でない者(以下「外国人」という。)と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及

びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。

(改正法案)

第6条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びその双方又は一方と氏を同じくする子ごとに、これを編製する。ただし、日本人でない者（以下「外国人」という。）と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。

第2 氏名の記載順序

(現行法)

第14条 氏名を記載するには、左の順序による。

第一 夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻

第二 配偶者

第三 子

2, 3 (略)

(改正法案)

第14条 氏名を記載する順序は、次に掲げる順序による。

一 夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻、各自の婚姻前の氏を称するときは子が称すべき氏として定めた氏を称する者

二 配偶者

三 子

2, 3 (同上)

第3 子・養子の籍

(現行法)

第18条 父母の氏を称する子は、父母の戸籍に入る。

2, 3 (略)

(改正法案)

第18条 父母の氏を称する子又は婚姻中の父母の子（父母の離婚後に出生した嫡出子を含む。）でその一方の氏を称するものは、父母の戸籍（父母の離婚後に出生した嫡出子については、離婚の際における父母の戸籍）に入る。

2, 3 (同上)

第4 婚姻届

(現行法)

第74条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

- 一 夫婦が称する氏
- 二 その他法務省令で定める事項

(改正法案)

第74条 婚姻をしようとする者は、次の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

- 一 夫婦が称する氏
- 二 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、子が称すべき氏
- 三 その他法務省令で定める事項